

令和8年 第2回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和8年2月26日（木）14時00分

2. 場 所：庄内庁舎 新館市民ホール2-1会議室

3. 出席委員 8名

会 長	4 番	秋 吉 一 郎
委 員	1 番	久 保 光 輝
	2 番	衛 藤 将 明
	3 番	縣 浩一郎
	5 番	江 藤 国 子
	7 番	松 田 浩 二
	8 番	佐 藤 誠一郎
	9 番	高 田 英

4. 欠席委員

	6 番	佐 藤 政 也
	10 番	大 津 雄 司
	11 番	竹 林 論 一

5. 議事参与が制限された委員 2名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長あいさつ

(3) 議 事

- ①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ②農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請について
- ④農地法第5条の規定による地上権設定の許可申請について
- ⑤農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑥非農地証明の発行について
- ⑦農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）
- ⑧農業振興地域整備計画の変更について（除外申出）
- ⑨農業振興地域整備計画の変更について（編入申出）
- ⑩その他

(4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局）

局長 藤川恭司、局長補佐 生野敏博、主査 興梶太希、行政専門員 長松喜久一
（農政課）参事 藤原博文

(事務局)

皆さんこんにちは。定刻となりましたが
昨日より3月議会も始まりまして、先ほど高田委員から聞かれましたので、皆さんにもお答えしようと思うんですけど、これまでの委員会の中で、3年に1回の県外研修の予算を市のバスじゃなくて、貸切バスで予算要求をまずはしてくれないかという話がありまして、3年に1回が令和8年度が3年に1回にあたる年ですので、去年の11月ぐらい予算要求をしてきたところです。
ある程度の予算を要求し、若干削られた部分もありますけど、貸切バスで九州内ですけど、県外研修、農業委員さんと推進員さんが県外視察研修に行くということで、3月の議会に上程しております。一応その状況だけはお伝えしておきます。
総会次第があると思いますけども、これに従って進めさせていただきます。

1、出席確認及び行事報告であります。
出席委員11名中8名の出席で、会議規則第8条により、総会は成立していますので、ただいまより令和8年第2回由布市農業委員会総会を開催いたします。
次に2 会長挨拶、秋吉会長よりお願いします。

2. 会長あいさつ

(議長)

それではこれより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日1日間としたいと思いましたが、これに異議ありませんか。

・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・

異議なしと認めます。
従って、会議は本日1日間と決定いたしました。次に、会議録署名委員の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号3番縣委員よりお願いします。
続きまして採択についてお諮りします。これから採決します日程第1から第9までのすべての件は会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・

それではただいまより会議規則第7条による議案の審議を行います。
なお、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をすることになっていますので、よろしくお願いします。
日程第1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について4件ほどあります。議案説明を事務局お願いします。

日程 第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案 1 号から 4 号につきましては報告ということでご了承いただきたいと思います。日程第 2、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、15 件ほどあります。

議案説明を事務局お願いします。

日程 第 2 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
【事務局朗読説明】

(議長)

議案 5 号について説明を、担当の議席番号 1 番、久保委員よろしくお願いします。

(久保光輝委員)

議案番号 5 番です。

場所は挾間町篠原折久保になります。場所としては鬼瀬駅の前にヨーグルト乳業があります。そのヨーグルトン乳業の西側に道なり、川沿いに約 1.6 キロ進んだところのドン付きであります。渡人と受人の関係は、渡人のお嫁さんが受人と同じ地区の出身であることで、この話の運びとなりました。受人自体は牛をされていてすでにこの畑を牧草地として耕作しております。プラスこの畑の隣に 2 反ほど、すでに借りて牧草を作っているということです。機械もすでに所有しているということで、問題ないと思います。審議のほどお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 6 号について説明を事務局説明お願いします。

(事務局)

6 番です。場所は、庄内町阿蘇野の井手下になります。

渡人の旦那さんが亡くなった後の管理が出来なくなり、隣地で耕作している、受人と話がまとまり譲渡する事になりました。現在、水稻耕作しており、トラクター、田植え機を所有し、収穫は地区の共同コンバイン等で乾燥調整を委託し、営農にあたって問題ないと思われれます。審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 7 号について説明を担当の議席番号 7 番、松田委員よろしくお願いします。

(松田浩二委員)

申請地は、挾間町来鉢で中渡橋を渡ったところの約 20m ぐらいのところの右側に農地と宅地があります。この農地が宅地と隣接して現在は、家庭菜園として耕作されているということです。渡人と受人の方は親子で同居しているということで、この度、所有権移転のことで農業を希望しているということです。何の問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 8 号について説明を、担当の議席番号 9 番、高田委員よろしくお願いします。

(高田英委員)

場所については、湯布院中学校を、東急の別荘地帯の方に向かって登っていくと、石武天満社があってその隣に妙蓮寺っていうお寺がありまして、さらにその隣の方が渡人のお宅の裏です。北側の方に、JR の久大線が通っているのですが、久大線より南側がその場所となります。それで渡人は農機具なども持っていないため、現在 81 歳ですが、同級生である受人に、ずっとそこの農地の耕作を、をお願いしていたところで、今回売買の話が決まったそうです。受人は農作業歴 60 年ほどありまして、農機具もすべてそろっておりますので、特に問題はないのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 9 号について、3 番、縣委員が会議規則第 12 条の議事参与制限により退席となります。

(縣委員退席)

説明を担当の議席番号 2 番、衛藤委員よろしくお願いします。

(衛藤将明委員)

それでは議案番号 9 についてご説明いたします。1 月に現地立ち会いをしまして確認しました。場所は塚原無田についてですが湯布院小学校から、北東方向、北側に進んで沸光寺というお寺があります。さらにそのお寺の北東側に田んぼがあります。現状、萱に覆われたような耕作放棄地っていうような現状でした。また、黒笠木のところについては、鳥越湯布院線を安心院方向に進んでおにパンカフェというパン屋さんがいるのですが、近くの圃場になります。現状、登記地目が畑になっていますが、立ち木が植林されているような現状でした。また残りの、猪ノ鼻尻については、おにパンカフェの近くの圃場から車で 2 分ほど走った区画整備田であります。こちらはもう田んぼとして活用している状況でした。渡人は塚原を中心に水稻を多く作付けして営農していましたが高齢により、農地を手放すっていう方向に動いているみたいで、今回この売買の話が立ち上がったそう

です。受人についてはお父様と、ご一緒に現在も耕作されていますし、農業用の機械も所有していますので問題ないと判断いたしました審議のほどよろしく願います。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

(縣委員入室)

審議結果報告をいたします。9号議案は審議の結果承認されました。

次に議案10号について説明を担当の議席番号8番、佐藤委員よろしく願います。

(佐藤誠一郎委員)

申請地は庄内町北大津留柚ノ木バス停のすぐ上にある農地です。

申請地は渡人のお父さんが住んでいた住宅を壊して更地としたことから、売買の話がまとまった宅地に付随する畑です。譲受人の坂本さんは、この土地をこれまでと同様に家庭菜園用の畑として利用する予定です。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案11号について説明を、担当の議席番号1番、久保委員よろしく願います。

(久保光輝委員)

議案番号11番です。場所が挾間町谷グラウンドの裏300メートルほど下った場所にあります。渡人と、受人との関係は同じ地区内の出身で、受人が畑を前からも耕作している状態で、今回売買するという運びになりました。受人の園地も続きにある状態です。イチゴハウスですが道具も問題ないし、能力的にも別に問題ないかなと思います。審議のほどよろしく願います。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案12号について説明を担当の議席番号7番、松田委員、よろしく願います。

(松田浩二委員)

場所は、挾間町の朴木で県道小挾間601号線沿いの北側の市道沿いです。

対象物件は宅地と隣接しています。渡人が1年前、その宅地と建物を売買したんですけど、その時に農地を受人に贈与をするという約束事の運びとなっていました。現状一部は、野菜と果樹を植えています。他の筆は、今、災害復旧をしていますので、災害復旧後に、継続するということです。経営面積が0㎡なんですけど、この

方は以前東京に住んでいて、それから挾間の北方の方に住んでいましたが、それを今度この家を購入したということです。審議のほどよろしくをお願いします。

(議長)
質疑を求めます。

(高田英委員)
908 番地 1、雑種地になっていますが、雑種地を含めて 39 m²ですか。

(事務局)
登記簿上は雑種地ですが、現状が田んぼになっているということです。
実際はうちの農家台帳にも記載がありましたし、農家台帳もそれ通りです登記簿は雑種地現況田で掲載がありました。
なかなか難しいんですけど一応農地法の基本は現況主義っていうところになりますので、もうそのまま審議かけても大丈夫かなと。

(議長)
それ以外ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 13 号について説明を事務局よろしくをお願いします。

(事務局)
申請地は、天神山駅から由布支援学校に行く途中の道路と隣接した農地です。
受人が耕作している隣の農地で現状も受人が耕作と管理しており、今後も継続して管理できると判断しますので問題ないと思います。ご審議を宜しくをお願いします

(議長)
質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 14 号について説明を担当の議席番号 1 番、久保委員よろしくをお願いします。

(久保光輝委員)
場所は挾間町篠原に発電所があります。発電所の道を挟んでの正面です。
今回、渡人から受人夫妻、これはその前に、中古物件を買っており、その付属の農地になります。面積として家の横の 370 m²と小さい農地なので、現状みかんやカボスを植えており、ちょっとした家庭菜園をしているという状況でありました。鍬 1 本と草刈り機 1 台あれば問題ないレベルで問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 15 号について説明を担当の議席番号 7 番、松田委員よろしく申し上げます。

(松田浩二委員)

場所は挾間町来鉢に狐の豆蔵があります。狐の豆蔵の子供さんが今回、この土地を贈与されたという事です。渡人の方が、高齢により耕作ができなくなったということで、受人は畜産経営を行っています。認定農業者で庄内町後田で繁殖牛を 22 頭、育成を 1 頭、子牛 13 頭と牧草地を、2 万平米をやっているということです。将来、繁殖牛を 27 頭まで規模拡大する予定ということで、今後、遊休農地を譲り受け、牧草地を拡大していくということでございます。農機具もすべてそろっております。ご審議のほどお願いします。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 16 号について説明を担当の議席番号 7 番、松田委員よろしく申し上げます。

(松田浩二委員)

挾間町来鉢の中で、北来鉢という集落があります。県道 51 号線が通っており、県道沿いでございます。渡人が高齢のために施設に入居し、家も売買したということで子供さんも今ここにいません。受人の方がもう以前より田を耕作してきたということで、その絡みで、子供さんと、受人のお話の中で成立したということで聞いております。受人は大分市で米を作っていますので、農機具もすべて揃っているということでございます。審議のほどお願いします。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 17 号について説明を担当の議席番号 7 番、松田委員よろしく申し上げます

(松田浩二委員)

場所は、挾間町高崎で、別府挾間線沿いの高崎に大きなお寺があり、この南側の旧県道沿いのところで、その近くには水道工事屋さんがあります。

それより西に 300 メーターぐらいのところでありまして、渡人が耕作できないということで今回売買となりました。現況は、ここ数年のとも耕作されていません。その周辺も全く耕作されてない状況で、現状草刈はしていました。親戚が、渡人の方と気心がしれている中で、このたびこの話が進んだということを聞いています。受人は、自営業でよく親戚のおじさんのところに農業の手伝いに来ているということでございます。今後、購入後は果樹。要するにカボスとブルーベリーを植え付け

るという契約をしました。草刈り機は持っていますが、ほぼ草刈り機だけで良いのかなというふうに思っています。ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 18 号について説明を事務局お願いします。

(事務局)

申請地は挾間町時松になります。受人が退職するにあたり、農地等を探していたところ、不動産業者をとおして今回の売買となりました。今回の申請地において果樹（梨・栗）を植林するそうで、近隣には渡人の農地もありますが、植林する事の同意は取れているので問題はないかと思います。ご審議を宜しくをお願いします。

(高田英委員)

登記地目田んぼになっているところを、果樹を植えるってということなので、そういったときは、今、近隣の同意を取れているって言われたのですがか同意書か何か添付しているんですか。

(事務局)

申請時の口頭なのですが、渡人の田んぼが、申請地を囲っているような形で、申請地を梨と栗が結構大きくなるので植えていいかなっていう事でした。

(高田英委員)

例えば本当に畑地化していったときに、登記地目は変えられるとは思いますが、農業委員会に対しては何かアクション起こさないでもいいんですかね。農業委員会は登記情報を取るのかそれとも現地確認に行くんですか。

(事務局)

昔はですね、農地の転換、要は田から畑とか、そういったものに対して、承認を得るような必要があったんですけども、今現在は農地として使う以上であれば、うちに何らかの手続きをしないとイケないということはないです。ただ、畑地化されてですね、ご本人がちゃんと畑地化された後に法務局で登記して登記を変更したというところまでいけば、登記情報とか税務課の方に上がってくるので、そういったものの情報をうちの農家台帳と突合させた際に修正はできるってというような状況です。あくまでもご本人がされての話ですけども。

(議長)

他に質疑ありますか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 19 号について説明を担当議席番号 1 番、久保委員よろしくお願いします

(久保光輝委員)

申請地は挾間町小野にあります。谷簡易郵便局から庄内方面に 350m ほど行くと、十字路の交差点があり、その横にトンネルがありますがその上になります。

そこが 7 筆ありまして、残り 2 筆の堀ノ内です。その 2 つがその交差点から 300 メートルほど直進した道路下にあります。渡人と受人の関係性は、職場が消防士であって、先輩後輩という関係です。今回、渡人が管理出来ないということで、受人に話を持っていったところ承認し、今回の話の運びになりました。受人はその他、アーモンド、ナッツ類を植えるということです。面積が 1 ヘクタール近くあるんでどうかと思いましたけど、アーモンドナッツ類は無農薬栽培なので、草刈をすればいけるのかなと思いました。その他、受人自体はすでに 1 町 3 反で米を作っています。機械に関しては所持しているので、問題ないかなと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第 3、農地法第 4 条の規定による許可申請について 3 件ほどあります。

議案説明を事務局お願いします。

日程 第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案 20 号について説明を、担当の議席番号 8 番、佐藤委員よろしくお願いします。

(佐藤誠一郎委員)

申請地は庄内町高岡なんですけど、小松寮方面に登ったところの一番上の現場です。以前はここで梨を栽培していたようで木が古くなったことから柿に植え替えたのですけど、カラスに取られて収穫ができないということから、今回クヌギに切り替えたいということでございます。苗木を森林組合の方に発注をしており、クヌギを植林する場所の隣地同意もっております。問題ないようなのでよろしくお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 21 号について説明を事務局お願いします。

(事務局)

事前に佐藤政也委員から口述書を預かっておりますのでそちらを読み上げさせていただきます。申請地は、庄内町阿蘇野の高津原で、県道を黒岳に向かっていくと、左手にビニールハウスがあり、そこから見て、山際の左側一番奥の高いところが農地です。5年前の災害で畦畔が崩壊する水田としての耕作ができなくなったため、植林をしたいということです。現地は大部分が植林地と接していて、木も大分大きくなっている状況です。現地写真7ページの航空写真を見ていただくと位置はよくわかると思います。田んぼのある、一番奥の方といった形です。現地の写真に関しましては、9、10ページをご覧くださいければと思います。

残る一部農地と接している部分があるんですけども、そちらの方の隣地同意もあり、問題はないと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される挙手を求めます。

・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案22号について説明を担当の議席番号3番、県委員よろしくお願いします。

(縣浩一郎委員)

13ページのポッポ庵とホテルの間にある農地として、この上の方と兄弟でして、図面見てもらったらちょっとわかるんですけど飛び出しているそうです。実質この飛び出している部分なんかも、その兄弟3人そろって全然問題ないということで、お話を頂いております。それで、奥の方が一部農地が残るようでした、そういったところは家庭菜園等でも使っていきたいということで、家の方の図面等もいただきまして、問題ないと思っておりますので、ご審議よろしくお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認されるの挙手を求めます。

・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程4 農地法第5条の規定による地上権設定を許可申請について。
事務局説明をお願いします。

日程第4 農地法第5条の規定による地上権設定の許可申請について 【事務局朗読説明】

(議長)

説明を担当の議席番号5番、江藤委員よろしくお願いします。

(江藤国子委員)

議案番号 23 番を説明させていただきます。場所は 210 号線の日輪食堂のところから下に下っていったところなんですけど、道路に面したすぐ下の田んぼで、排水とかも自然浸透ってことだったので特に問題ないかと思います。以上です。

(議長)

質疑を求めます

(高田英委員)

教えてください。23 ページの図面には雨水排水、自然浸水としますと書いてあるのですが、これ農地の土のまま杭を打って上に立てるんですかね。砂利敷きとかアスファルト敷きとかそんなのもしないのですか。

(江藤国子委員)

何もしません。そのまま杭を打って行って上に建てる

(事務局)

杭を立てて、あとは防草シートを張るようです。

(高田英委員)

防草シートがあれば、それで耐えうるのですか。その太陽光パネル。パネル自体が倒れたりしないのかってことです。つまり、かなり深くその杭を打たないと、硬い土盤に突き刺さらないと倒れるんじゃないかなっていう。

(事務局)

下の図面で見ると、24 ページが構造っていうふうになっているんですけども。こちらで見ると、2mは打ち込むような形になってるんですかね。

(議長)

20 センチ

(江藤国子委員)

今まで水田だったので、平らなので大丈夫かなと思って。

(高田英委員)

平らだけど逆に水田だったらそんだけ弱い。周りは田んぼ畑もあるけど、そういったところに太陽光パネルが倒れてご迷惑かからないのかと、ちょっと懸念されるんです。逆にしっかりアスファルトとかなんかも。表面に塗った方が、雨水を流す溝が必要になってくるだろう。その方が周りの農地に影響を与えないかなんて思う。

(議長)

いやおそらくこれ問題ないと思うんやけどな。

(松田浩二委員)

これ面積が 844 で 823 になるんですか。太陽光に

(事務局)

ちょっとわかりにくいんですけど、23 ページの図を見てもらっていいですか。右端の方に 1041-2 って書かれているところがあるんですけど補足ですね。ここを分筆するっていうことになりますので、ここがもう実際に道路敷みたいな形になっているんです。上の 23 番で見たときにちょっと中心に書かれている 1041-1 って中心に書かれているの分かりますか。ここと、その右側の 1041 の 2。ここを合わせたのが 844 ですね。

(議長)

その他質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第 5 号農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、1 件あります。

事務局より説明をお願いします。

日程 第 5 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案 24 号については、9 番高田委員が会議規則第 12 条の議事参与制限により退席となります。

(高田英委員退席)

説明を担当の議席番号 3 番、県委員よろしくをお願いします。

(縣浩一郎委員)

この土地なんですけど、将来は娘さんしか子供がいないため、農業の継続が難しいと考え、この土地を農振を外して集合住宅を建てる計画をしていたんですけども、この農振除外ができた頃には、夫がなくなり、そのままとなっていたところに陸上自衛隊湯布院駐屯地の隊員 500 名増員となり、隊員の自家用車の駐車場を探して欲しいと不動産屋に依頼し今回の話が来たそうです。この申請地なんですけど、第 1 種農地だったんで、自分も、これもしかして通らないんじゃないんですかと聞いたんですけども。ちょうどこのホテルがあって例外規定があるそうで、この土地のこういうホテルがある時に隣接し、地域がある場合は、この農地法の 5 条許可に値するということで、それではそういうことでしたら問題ないと思ってサインしておりますので、ご審議ください。

(議長)

質疑を求めます。

(事務局)

補足です。今、縣委員がご説明していただいたように、こちら第1種農地、原則転用できないってような場所になります。

例外規定ってところで今回集落接続っていうものを適用させておるんですけれども、集落接続っていう考え方が宅地とかが繋がってきているところに、接するような形で、何か開発行為、これが集落接続っていう考え方になってきます。

その上で、集落接続、宅地とかであれば問題なくよしっていうふうになるんですけれども、それ以外っていうのがちょっと厳しくて、今回で言うと、地域に住まわれている方が業務上必要な施設かどうかという判断の基準があります。

今回、自衛隊の駐屯地に勤めている方たちの駐車場ということで、通勤でそちらに通っている方は地域に関わりのある方がどうしても必要な施設であるってところで、この集落接続を適用させているような形になります。ちょっとなかなか珍しい案件にはなるんですけれども法的には問題ないってところはご理解いただいた上で審議していただければと思います。以上です。

(議長)

今事務局が説明した通りです。質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

(高田英委員入室)

報告します。議案24号については審議の結果、承認となります。

(議長)

日程第6、非農地証明の発行について3件ほどあります。

事務局説明をお願いします。

日程 第6 非農地証明の発行について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案25号について質疑を受けます。

(松田浩二委員)

公衆用道路になっているんですけど、申請人の土地なんですか

(事務局)

今現在は申請人の土地ってということには変わりないです。資料は・・・。

(高田英委員)

無償提供だけそれ登記の整備パターンって結構ある。

(事務局)

ちょっとどのタイミングでかはわからないんですけども。現況は公衆用道路に変わっています。変わっています。課税地目上、公衆用道路に現在なっております。おそらく税金は免除になっているんじゃないかな。

(高田英委員)

公衆道路やったら、非課税。

(議長)

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・**挙手多数**・・・・・・・・・・

挙手多数により、非農地証明発行を決定いたします。

議案 26 号について質疑を受けます。ありませんか。

なければ、採決をいたします。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・**挙手多数**・・・・・・・・・・

挙手多数により、非農地証明発行を決定いたします。

議案 27 号について、議案 27 号については 9 番高田委員が会議規則第 12 条の議事参与制限により退席となります。

(高田英委員退席)

質疑を受けます。ありませんか。なければ採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・**挙手多数**・・・・・・・・・・

挙手多数により、非農地証明発行を決定いたします。

(高田英委員入室)

高田委員に報告いたします。議案 27 号については審議の結果、承認となりました。

日程第 7、農用地利用集積等促進計画について 11 件ほどあります。

議案説明を事務局お願いします。

日程 第 7 農用地利用集積等促進計画について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案 28 号から 38 号については一括して質疑を受けます。質疑のある方は議案番号も述べるようお願いいたします。

(高田英委員)

まとめて言いますね。33号、37号、38号、新規就農者って書いていますよね。経営面積が入っているのは新規就農じゃないじゃないでしょうか。どうでしょうか。それと36号の、代表取締役の方の国籍を教えてください。

(事務局)

お待ちください。認定新規就農者じゃないかなと思いますので、

(衛藤将明委員)

新規就農っていう認定期間があるんですよ。

単年もしくは就農する前まで就農者というわけではなくて、新規就農をして2年ぐらいは新規就農者という認定で運用されます。新規就農者って書かれているのは皆さん認定新規就農者でそういう括りがあるので、これは間違っていないですし、認識として期間の設定があるっていう認識をしていただければ問題ないです。名称の正式名称は認定新規就農者。

(高田英委員)

36号のその会社の国籍、つまり、農業経験要するに会社ですとするならば、農地所有適格法人の要件を持ってないといけないと思うんですが当然持っているんですよ。

(事務局)

農地所有適格法人の要件をクリアする必要はないのです。

取得のときですね3条申請とか、そっちの権利移動を伴うときは良いです。中間管理機構に1回お尋ねしたことがあるんですけども、法人格を有していればできるということでした。農業というふうに例えば定款とかに謳っていないにしても。

(高田英委員)

昔な利用権設定をするときに、法人であった場合には、会社条件付のものってあったんやけどそういうのは今ないんだよね。

(事務局) 今現在の解除条件つきはあるんですけども、3条申請の貸借のときとかはこれが今現在も生きていますね。解除条件つき、要は当初の契約に違反した場合はこういう措置をとりますよっていう文言があれば、あらかじめ定めておくっていうような、あくまでも3条の貸借というのみ今生きているという話です。すいません国籍ですが、イランです

(議長)

はい、わかりました。それ以外にありますか。なければ採決いたします。一括して承認に移ります。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・

挙手多数により議案28号から38号を承認します。

農振除外があるので、10分休憩します。

(議長)

日程第8、農業振興地域整備計画の変更について、除外申出16箇所ほどあります。概要説明を農政課よりお願いします。

日程第8 農業振興地域整備計画の変更について

(農政課)

農政課藤原です。よろしくお願いします。

最初に16件の概要説明をして、そのあとご審議いただきたいと思います。

【農政課議案説明】

(議長)

箇所番号1の除外について、農政課より説明がありましたので、質疑を受けます。

(高田英委員)

4ページの写真松田委員、これ何が植わっていると思いますか？

(松田浩二委員)

雑木ではないですか

(高田英委員)

これとは別に新たに植林をされるということですかね。

これがもう山林であるということことですか。

(松田浩二委員)

山林にできるの？周りは農地ですよ。

(高田英委員)

多分これは、農振の整備計画を作るときに、よく見てないで、そのまましたっていう事じゃないのですか。計画のときに良くチェック入れてなかったのでは。

3ここに植林するとかいうのであれば分かるのですが。農地外して。これ真四角ですが基盤整備してないんですか。

(議長)

基盤整備してないでしょ、7畝ぐらいだから①の左側は杉ですかね。②の真ん中の木は雑木みたいだけど。なんか杉も混ざっているような感じがする。写真から見たら、奥の方はわからない。

(高田英委員)

これ隣が畑やな。山林化していくと日照条件が悪くなって、心配しだけど。同意は取れているのですか。

(農政課)
そうです。はい。

(高田英委員)
このままの状況で何も絵がついていないし、植林もしないという事ですね。
土地家屋調査士に山林にしたいって色々言って植林してからちゃんと根づかんと地
目変更登記できないから。逆にこの木を切り倒して原野にしますが、いいかもしれ
ない。隣の農地に影響を与える。とりあえずこんな状況やったらひどいな。

(事務局)
非農地であれば、状況から見て、その敷地を復元しても継続して利用することがで
きなさそうであれば大丈夫そうですけど。

(議長)
②の写真だけど、3ページの3の方から見てると2がちょっと奥じゃねえかなっ
て思うけど。①は手前に見よるな。7畝ぐらいだったらちょっと奥にあるんかなと
思うんだけど、ただ、①からしたらちょっと左側に見えないから真ん中辺ぐらいか
なと思います。地積全体には木は無いような感じがするんだけど、さっき言ったよ
うに原野として扱うというような感じにするか、

(久保光輝委員)
これ果樹棚がついてないですか。②の写真なんですけど果樹棚ありますよね。
もともと果樹棚だったんでしょうね。

(議長)
今、その前の741の②があるから、奥の方は果樹棚かなんかで。これ手前の1と2
がある所は木があって、奥の方は今言った果樹棚かなんかしているってこと

(松田浩二委員)
これはキウイやな。あとイチョウの木が倒れた後。昔はキウイ部会があった。

(事務局)
議案書の方にも書いていますね。申請地で果樹を栽培していたと。

(議長)
7畝のうち半分ぐらいは果樹園地で、今後は山林としてするっちゃうことやな。

(事務局)
でも、ここはやっていたが、今、26年以降は少なくともやってないっていうところ
で、今後、果樹をやっていく意向はおそらくないんじゃないですかね。

(江藤国子委員)
果樹はそのまま放っていたら山林って言っているんですか。

(議長)

いや、また植えるかなと。あと、おそらく現状に即した地目変更を親族に譲渡したいと考えるなら。何か意見を何かつけるようなあれがありますか。

(松田浩二委員)

山林より原野のほうがいいんじゃない。

(議長)

要は農業委員会として意見を付して出すか、意見なしとするか、どちらかですけど。

(江藤国子委員)

もう山林を原野に変えてもらったら、いいんじゃないかな。

(議長)

今、山林を原野に変えてもらったらということですけど。
意見を付していいですか。

(高田英委員)

山林にするのはちゃんとした計画書を提出するべき。あとは農振対策審議会による。

(議長)

山林にするための除外申請、申し出を原野にするための申し出という形に意見を付して答申したいと思いますが、賛成委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

では原野にするための、除外申請との意見を付して、答申いたします。
箇所番号2の除外について、説明を農政課お願いします。

【農政課議案説明】

(議長)

質疑を受けます。ありませんか。意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。
箇所番号3の除外について、議案説明を農政課お願いします。

【農政課議案説明】

(議長)

質疑を受けます。なければ意見なしと。答申してもよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。
箇所番号4の除外について議案説明を農政課お願いします。

【農政課議案説明】

(議長)
質疑を受けます

(高田英委員)
竹林って言ったんですけども、13 ページの写真見ると杉じゃないんですか。

(議長)
今、意見ありましたけど、写真の手前の方が何か竹林のようにあるけど、全体を撮っているから杉林みたいな感じ。他になれば意見なしと答申してもよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。
箇所番号 5 番の除外について、農政課説明をお願いします。

【農政課議案説明】
5 番から 7 番を一括で説明をさせていただきます。

(議長)
箇所番号 5 の除外について質疑を受けます。

(高田英委員)
除外の第 1 種農地と 3004 番はなっているんですが、これはまとまった 10ha 以上の農地ってということで、第 1 種農地という判断ですかね。基盤整備してないって書いてあるんですけど。

(事務局)
これは整備していますね。基盤整備事業を 3004 は実施している。

(高田英委員)
圃場整備田なのに、こういう状況になっちゃうんだよな。これ、農振外れた後は圃場整備田で第 1 種農地をどうするの。

(事務局)
これが自然ということであれば非農地証明はできますが許可はできません。

(高田英委員)
明らかに植林している。結構綺麗になってる。山林に対する第一種農地地不許可の例外はないですね。

(事務局)
転用では思い当たるものはないです。

（高田英委員）

多分これあれですかね、農政課が農振の整備計画を作るときに、ちゃんと一筆一筆確認しなかったためにこういうふうにまだ農振が残ったままになっているんですよ。多分、前回のときはバタバタ、1年か2年ほどほたっちゃって担当がパーって作り直したんですよ。そういう経緯があって、詳細までチェックできてなかったんだと思う。

（議長）

今、高田委員の少し関係ないけど、今18ページの除外①これ3040がある。この○のところが基盤整備やっているって言うことやな。そこに木が植わっていたということやろ。

（高田英委員）

こういう山つきのところだったから、分からなかったと思うけど、挟間の下市のど真ん中、圃場整備したど真ん中に植林してったらすぐに目立つ。これ行政側も気づかんかったら、ミスがある。4年か5年ぐらい前は非農地証明は農振がかかっているけど、非農地証明で取られていた。県が見直しを変えて非農地証明書の申請のあり方、その時から、農振が入ったら見直しも出せませんよってことになったから増えたわけ。あれはあれで非常によかったんやけど。非農地証明で最初からやと思うと3ヶ月位で終わるけど農振外すってなると、半年かかってそれから非農地証明が取れたら、7ヶ月8ヶ月ぐらいかかると。あれは本当元に戻して欲しい。県の担当にも相当言ったけど、受け入れてくれないと。

（議長）

それ今言った中で、5の説明だけど、竹林やなくて勝手に杉を植えているんやろ。だから文言は竹林じゃねえでもうあれやな。杉のついた竹林な。

（衛藤将明委員）

もう結局最終的には山林にということになるんで、現況には合う形になるんですよ。そういう認識で良いですかね。

（事務局）

本当はおそらくこの農振除外がでてきた後、非農地証明がおそらくあると思うんですけれども、それに対して我々が証明するかしないとかっていう話はできます。

（議長）

だけど実際はこれは完全に農地の中の一部で、植林している山間。そういうところに対して農業委員会からは、それについてどうするかちゅうことなんやけど。

（衛藤将明委員）

それはやっぱり、もう、認識していなかったり、他の事情で植林してしまったっていう始末書みたいな扱いになるんですよ。

(議長)

おそらくこれ、何十年も経っているけど、減反施策もあった昔。それで田を減反するのに、当時は櫟を植える意識があったので、その時に圃場整備したところにかかわらず、所有者がもうこれはできないということで、杉を植えた人もいるのが減反政策。そういうときのものが今も残っていると思うよ。

(高田英委員)

減反政策のときに本当は転用申請をなさいって、国か県が指導性も悪くて。

(衛藤将明委員)

最終的にはもうやっぱり、申請理由の通りに山林用地として、承認をした上で、非農地申請が出てきてっていう、手順。

(高田英委員)

手順の中に第1種農地っていうのが含まれてることは問題ないよ。つまり圃場整備した第一種農地は。それは転用上の許可の例外規定の中に当てはまらない。そんなことはない。そんなことがあってはならないってあってはならないんです。もし農業委員会が何か出すとすれば非農地証明しかないよっっちゃうこと。それも含めた上で判断しておかないと思う。

(衛藤将明委員)

もう事後でもう起こっている、起こってしまっている事象だけれども、そのあってはならないことだったってことです。

(事務局)

非農地証明の考えからいけば、圃場整備田が自然荒廃したのであれば証明出してもよい。ただ、自分で何かしら手を入れて非農地化させたのであれば証明は出せませんよっていうのが基本の考え方になります。

現況写真を見て綺麗に、なっているのでおそらく植林したんだろうという推測はできると思うんですけども、いややっていますっていうふうに言われたときは、やってないことの証明っていうのができないのでは、やっぱり最終的に農業委員会が、どうするかっていう話なんですね、もう現況山林になっているし、これを圃場整備田として復旧することが望めないだろうから、証明出すかっていうふうになるんですよ。いや、こんだけ綺麗に植えとけば植林したっていうふうに言いきって証明を出さないのか

(衛藤将明委員)

出さないパターンのその先っていうのはどういう・・・

(事務局)

出さない場合っていうことは証明しないっていうことで、その証明書に該当するようなものは発行されない。それに対して、可能性としては、相手方が地目変更とかはできないっていうのは付きまといいますけれども、最悪いきつくところは裁判所もありますから。

(議長)

今ここで審議しようってさっき現況が杉と竹林になっている。その文言を入れたことによって、さっき高田委員が言ったように、基盤整備したときにもうそういう状況じゃなくて、農振審議会の方が同意するかしないかっていうことで、またこっちに帰ってくるんだろうと思うけど。要は杉林があるっちゃうことの農業委員会の方で確認した基盤整備したところとなる土地について、審議会の方で、そういう意見を把握したって言ったらさっき言ったような文言が対策審議会の方で出てくるんじゃないか。

(高田英委員)

さっき出た意見はそのまま審議会に上げてもらうといいかもしれないですね。

(衛藤将明委員)

なので、こういう農地で農地パトロールとかのときも、現況確認して回ったりする機会もあると思う。そういうときはやりとりして、適正な方向に導くみたいな役割も担うべき。

(議長)

今言った箇所番号5については、一応意見が出たということで、委員会の方で意見を付して答申したいと思います。

意見については事務局の方で出すということで、この意見を付して答申したいと思います。賛成の委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

意見を付して答申いたします。

箇所番号6について、さっき説明を終わりましたので質疑を受けます。

ありませんか。なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。

箇所番号7について質疑を受けます。なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。

箇所番号8の除外について、議案の説明を農政課お願いします。

【農政課議案説明】

(高田英委員)

これ、基盤整備してないって言っていますがしてるんじゃないんですか。

(事務局)

ここはしてなさそうでしたね。

（高田英委員）

これは10ヘクタール以上、まとまった10ヘクタール以上の農地、第1種農地ですね。宅地を立てる不許可の例外規定は、集落接続で問題ないっていう話やな。これ何も図面がついていないな。

（事務局）

3社ぐらい相談があって、その3社とも、宅地造成はできませんよっていう話はしています。

ちょっとだけ解説するとですね、農地で宅地を目的とした造成行為のみっていうのは基本できません。ただ、都市計画の用途地域、第二種中高層住居専用地域とか言っていると思うんですけど、そういう何らかの指定が入っている場所は例外的に造成行為が終わって良いですよっていうふうになっています。ここは用途地域内に含まれてなかった。

ここだと線路のところだと思うんですけど、確か用途地域に入らなかったと思うので。

宅地造成のみを目的とした転用は許可しませんよっていう話はしています。

（衛藤将明委員）

建築までの計画が込みの計画じゃないといけないと進められないって話。

（事務局）

結局そのあとの相談がないので何ができるかっていうのは、いまだにわからないのですよね。

建売か分譲もそうですね条件つき建売か建売ぐらいしか無理かなと。或いはアパートとか

（高田英委員）

私2年前に事故を起こして、ずっと今リハビリの中で、トレーニングジムに行きよって、今度その方が市議員になったんです。そこのジムに行ってる時にちょうど連絡が入って下市の方で、雨水とかが大量に出てきて、床下浸水、或いは床上浸水までなりそうなくらいの方が線路の下ところに家を持っていて、下市の排水とかがずっと流れてきて困ってるっていう話を聞いてきたんですよ。だから結構、大分のベッドタウンといって、下市の方で農地が空いてたら結構分譲化して家を建ててるっていう案件がかなり出てきているんですが。そこをちょっと今後、農業委員会として考えていかんと悪いんじゃないかな。つまり、その宅地の横にすぐまた農地があって農地の方にも被害が出るんですよ。これ大丈夫？

市議が多分、今度、議会で質問すると言っていた。下市の排水対策がどうなっているのかと。

そういうのがありながら、現実には困っている人がある。ストップかけるとすればこっちの方で何らかの形で対策しないと悪いやないかと気がするんですけど、ここは大丈夫かな。

(事務局)

何をもってストップをかけるかっていう。それが伸びそうだからストップですっていうのは、その根拠が我々もいると思うんですよ。

何を基準に判断したんですかっていうですね。そこが非常に僕難しいなと思っているところ。それまでの経過でいくと、都市計画推進課、流量計算とか開発が伴うとそういったものが必ず出てくるんですね。流量に関しては、開発に関してはそちらで見てくれているであろうというところで進めてきました。

(高田英委員)

正直言って、そういうお互いの情報交換で困っている人がおると言うような情報交換も全然できてないのに、市の中でここは関係ねえとかいうようなことでいいのかな。農業委員会そういうスタンスで。

(事務局)

この前、都市景観との話でいくと 21 ページのこの左の方に家があります。線路の下に 3 件ぐらい並んでありますね。ここに水路があつてという話だったと思うんですよ。

市議さんが来られて話が出たところで、都市景観もそのことについて説明していたように思います。なので、今回ちょっとさらに東側の土地になるので、市議が来られた時の話とはちょっと場所が違うところではあるなとは思いますが。

(高田英委員)

市議が、三越不動産が分譲した建売住宅のところに土地を買って住んでいる。線路寄りのところで、15、16 区画分譲した建売。西側です

(衛藤将明委員)

現状添付されてる情報は平面図なので、勾配とか水位とかはちょっと認識できないなっていうのが正直な所ではあるなと思います。

(議長)

要は、高田委員からしたら、農地も横の連絡があればいいけど、農業委員会としてのあれはそういうところがあればそれも 1 つの意見として出すべきじゃないかっていうようなことですけど。そういう文言を付して答申するかですね。

(高田英委員)

本当書類上だけじゃないです。現地行って歩いて周りを確認するぐらいまで見ると、この水路がどこまでいっているのかってところまで調べとかじゃないかな。

(事務局)

それでもいいですよ。別に皆さんに 1 日別日を設けて現地確認ツアーの日を作っても。

（高田英委員）

それいいな。本当に今までずっと書類しか情報がない中で判断しているから。玖珠とか行ったら、何か現地のスライドとかをプロジェクターか何か映してやるっちゅうか、昔の唯一の農業委員会である程度、難しいところは現地を実際農業委員みんなそこに連れて、現地見て判断したりしている。例えば午前中現地見に行って昼から会議をするところなんかそんなことをして、難しいところは今後、考えてくれば、全然それはいいと思う。

（事務局）

市議が見えたときに私も話に入りましたので、その時に出た話でいきますと、今年雨が少なくて、いろいろな水路のどこに水路を通して水をはけさせるかっていう計画を立てるにあたって、なかなか、今年の水量ぐらい雨量ぐらいだったらちょっと参考に、なかなか難しいと思うんだというような話もあって、実際はその委託を受けてる業者もですね、やっぱり雨が降ったときに、実際の水量を見に行くことも大事だと、その計算だけじゃなくて、なので、それが今のところ、かっちりとできてないというふうな説明もありました。

なので、我々がですね、天気がいい日に現地見に行ったら想像はできるかもしれないんですけど。実際の水はけ具合というのは、より都市景観のような職員とか、そこが委託してる業者さんとかの方がもちろん詳しくてですね。我々が行って想像で、これいい悪いよっていうのもさらに難しいんじゃないかなっていうのも感じてます。現地見るのはとてもいいことだと思うんですけど、じゃあ、今までの一番最大降ったときの雨量のときにどれぐらいの、水が流れてそれがどこどこにぶつかって、それが溢れてとかいうのが、ちょっと難しいだろうなと。見に行ってもですね。この机の上でも判断難しいかもしれませんし、現地に行ってもちょっと難しいだろうなっていうのがその水の関係だなと。

（高田英委員）

正直言ってこういうところでこれだけ見てこうじゃないっていうよりも、現地に行った方が、俺たちはもう本当。情報的には現地にすべてある。行ったらある程度わかる。

それは技術屋じゃねえかもしれんけど、机上で議論するよりもよっぽどいいと思う。

（松田浩二委員）

はけ口はもう何十年変わっていないのなら。昔のままだったらやっぱりオーバーになると、たださっき高田委員が言ったようにオーバーすると思いますよ。だからそこが一番問題。はけ口が問題じゃないかなと。

（高田英委員）

さっき局長が言っていた今年、こういうのを調査するのに市は2000万。予算とって業者に委託している。それは都市景観がしている。その調査結果を聞いたら、排水の改良工事する8億かかるんですよ。本当の話。

(松田浩二委員)

何年か前にイオンの隣の部分、これが増水したんですね。そういう所もある。

(事務局)

翌年か数年後か、末端のはけ口の方ですね、初瀬井路のはけ口のところをちょっと触ったですわ。それ以降1度も溢れたことはないですね。ただあのときは、やっぱ20センチぐらいすごいイオンやホームワイドの中に水がたまりました。私、消防団でたまたま行かないといけなくて、ホームワイドに行ったら、もうその状況は現地で見たんですけどね。

線路の上に初瀬井路の本線が通っていて、ここが初瀬が分かれているんですよ。線路の下に。下は下で初瀬っていうんですけど。これは最終的には、落ちるはずですよこっちの川の方。

(衛藤将明委員)

そうですね線路の下を通って排水路が川に接続されているはずですよ

(事務局)

最終的には大分川に落ちるはずなんですけど。本線は山沿いを通して賀来の方に抜けていくっていう感じです。なので賀来の方に抜けていくところがホームワイドの裏を通ってるんです

(議長)

要はもう、昔から水路、昔はそれなりにはけていたけど、今もう一時的な雨が降るのもうちょっと異常なときもあるし、昔みたいにそう農地とか、昔あったんだけど、今もう宅地化されて、もう瞬間的にずっと水路に水がたまるような流れになっている。だから今、湯布院もそうやしこれでもそれはやっぱそういうところ出てくると思うんですよ。

それは今、さっき言った2000万使って、水はけの悪い所もあるんで場所によったら本当に水路の量があるんです。下流の方は、田んぼについては本当今からそういうところが出てくる可能性がある。だけど、それはまだ高田委員が心配してるところもあるんやろうけど、ただそれをほんなら、現地に行って見てもわからんのは確かに。ただ今事務局の方で現地を見るか見らんかとかいうのは、ここは難しいなっていうところは現地を見てこんな状況なんかあれがありますよとか、過去二、三年前にここはこの辺はこういうあれがありましたよというようなところは説明もできるし、現地見て、判断の1つの資料として、もういいんじゃないかなとは思うんやけど。現地を見る見らないというのはもうその事務局の方で、これは現地を見てもらえばいいかなっちゃうのはそれなりに考えてもらうのも1つの手かなと思うんやけど。これ、なんもかんもとかの話ではないけど。

(事務局)

現地確認に関しましてはこの場で結論が出るものでもないでしょうし、おそらく皆さんもお仕事をされながら今日この場に来てくれていると思います。1日、集まることは可能なのかとか、そういった問題もあるでしょうから、また今後もですね事務局内で話をしつつ、或いは方向性が見えたら皆さんに相談させてもらって、今後

こういった総会運営の方向に舵を切るかっていうのは、一緒に考えていただければと思いますので今日のところは、現地確認に関しては、こういったところでよろしいでしょうか。

（議長）

今、事務局から説明した通りでよろしいでしょうか。

（江藤国子委員）

この8号について、あと聞いてみたいことで、ここはまとまった10ヘクタールがあるから一種農地ってことなんですよね。今までやったら、住宅に隣接しているからっていうので、ちょっとずつちょっとずつしていたんですけど、今回この2枚一緒に除外する予定になっているじゃないですか。こんなだったら2枚も3枚もいいんだってなって、どんどんどんどんなんかなくなっていったら気がするんですけど。それは考えなくていい

（事務局）

例えば、事業として、これが1つの事業であれば、いっぺんに行けます。この中に家を10軒建てるっていうことであっても、それが1つの事業であれば、同時に処理が可能です。

ただ、事前に小分けにして1軒ずつ申請するよっていうことであれば、もう本当に先ほど言った細かくちょっとずつちょっとずつ形になりますけど事業単位で見ていくので、ちょっと何されるかわからないですけど、ここ両方使ってアパート建てますとか、そういったことであれば全然一件で出てくる可能性もありますし、

（高田英委員）

それ本来、一般住宅とか集合住宅とか何も書いていないけど、その辺の図面もないから判断しようがないんだよね。

（衛藤将明委員）

いや、多分進まないって話でしたよね。

建築計画ないから進まないんだけど、その一種の認定だけを外したいっていうのが今日の話。

（事務局）

事業者さんは今現在何の計画っていうの持っていないんですかね。

（農政課）

聞いてないです。

（衛藤将明委員）

持ち主さんがもう宅地として、もう売買したい意向があつての1種農地の除外申請ってことで、ですよ。いいですかね。

(事務局)

おそらく、事業者さんから結構連絡を受けたので、この後に続く計画のめどは立っているのに、今回所有者さんが除外申請を出したっていう、その計画がわからないので難しいと思うんですね。

(議長)

まだそうわかっていないのに、先走りじゃあれですよ。農業委員会でいいですよって話しではないから。

(衛藤将明委員)

そこそこその先の計画をもうちょっと明確にしてもらいたいという意見を付してっていうのでもいいかもしれないですね。

(事務局)

判断しようがないみたいな答申を出しましょう

(高田英委員)

周りにも農地があるみたいだし。

(衛藤将明委員)

現状営農がね、直近までされていたような圃場の感じと見受けられますし、利用価値がある段階なので、そこは、できないよねって判断になりますよね。

(議長)

一応、この宅地にするための除外申請するだけで来ているけど、計画が全くわからないということで、保留という形でいいかな。

(事務局)

計画がないのでうちとしては判断できませんになるかもしれません。
あくまでうちは意見述べるだけで、その後どういうふうにするかどうかっていうのは審議会の方で。

(議長)

それでは意見をまとめますと、計画的なものがわからないということで、今後、事務局の方で、意見が出た話しをまとめ、意見を付して、答申したいと思いますが賛成の委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

はい。意見をして答申いたします。

箇所番号9の除外について、農政課説明をお願いします。

【農政課議案説明】

(議長)

議案 9 の除外について質疑を受けます。ありませんか。
なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。

箇所番号 10 の除外について、議案説明を農政課お願いします。

【農政課議案説明】

(議長)

質疑を受けます。ありませんか。
なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

はい。意見なしと答申いたします。

箇所番号 11 の議案について、農政課から議案の説明をお願いします。

【農政課議案説明】

(議長)

質疑を受けます。なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。

箇所番号 12 号の除外について、議案の説明を農政課お願いします。

【農政課議案説明】

(議長)

質疑を受けます。ありませんか。なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。

箇所番号 13 の除外について、農政課議案の説明をお願いします

【農政課議案説明】

(議長)

質疑を受けます。なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。

箇所番号 14 の除外について、議案説明を農政課お願いします。

【農政課議案説明】

(議長)
質疑を受けます。なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。
・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。
箇所番号 15 の除外について、議案説明を農政課お願いします。

【農政課議案説明】
議案 15、16 を一括で説明

(議長)
議案 15、16 の質疑を受けます。なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求め
ます。
・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。
日程第 9、農業振興地域整備計画の変更について、編入について 3 件あります。

日程第 9 農業振興地域整備計画の変更について（編入）

(議長)
議案 1 から 3 の編入について、一括して農政課議案説明をお願いいたします。

【農政課議案説明】

(議長)
1 から 3 については一括して審議しますので、質疑を受けます。
ありませんか。なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。
・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。

その他何かありますか。なければ終了いたします。
議案審議を終了します。審議お疲れ様でした。

議事録署名委員
